

学校危機管理マニュアル

自ら学び、未来を切り拓く児童生徒の育成

学校医	道下 秀信	82-0877
	梶田 耕	82-6566
歯科医	中谷 静子	82-2814
薬剤師	星野 遥	0768-42-0031
珠洲警察署	緊急 110	82-0110
珠洲警察署大谷駐在所	緊急 110	87-2329
珠洲消防所	緊急 110	82-0247
珠洲消防署大谷分署	緊急 110	82-2229
珠洲市総合病院		82-1181
大谷公民館		87-2222
自主防災組織	区長 丸山忠次	87-2346
北陸電力		82-2239
(株)NTT フィールドテクノ北陸支店		53-2141
北陸総合警備保障		076-269-8686
	夜間	076-269-8670
	珠洲営業所	82-0563
珠洲市教育委員会	学校教育課	82-7816
珠洲市危機管理室		82-7725
奥能登教育事務所	総務課	26-2340
	管理課	26-2342
	指導課	26-2344
	FAX	26-2345

令和6年度 5月版

珠洲市立大谷小中学校

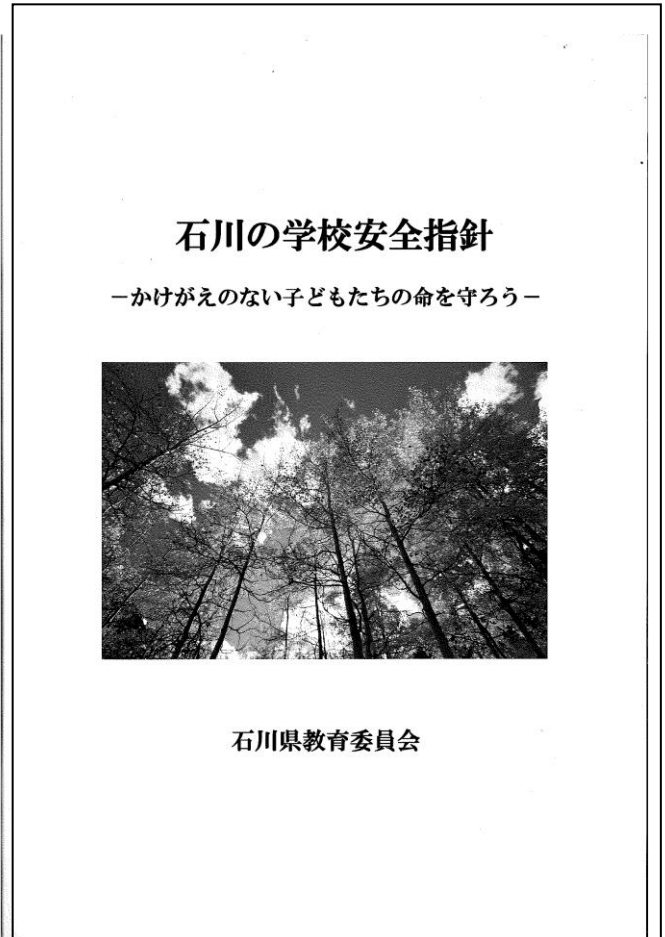
〒927-1321

珠洲市大谷町1字78番地

TEL 0768-87-2016・2019

FAX 0768-87-2018

参考文献



目 次

I. 事前の危機管理

1. 避難訓練の実施 1
2. 教職員研修の実施
3. 安全教育の実施
4. 危機管理に関する年間指導計画 . . . 2

II. 個別の危機管理

1. 緊急連絡体制図 3
2. 生活安全
 - (1) 事故発生時の対応 4
事故発生報告書 5
頭頸部外傷発生時の対応 6
 - (2) 疾病児童生徒の処置 7
熱中症の予防及び対応マニュアル
. 8
 - (3) 感染症発生時の対応 11
感染症発生時対応マニュアル . . . 12
インフルエンザ罹患の連絡を
受けた時 13
児童生徒が嘔吐した時 14
 - (4) 給食時の異常発生時の対応 15
食物アレルギー緊急対応
マニュアル 16
緊急時対応カード 17
 - (5) 非常災害用具の保管と管理 . . . 18
3. 登下校時の安全
 - (1) 交通安全 19
通学路安全点検表 20
 - (2) 不審者等、緊急事態 21

4. 災害安全

- (1) 基本的な考えと学校対策本部 . . 22
- (2) 火災発生時の対応 23
火災報知機について 24
- (3) 地震発生時の対応 25
- (4) 大津波等非常災害発生時の対応
. 26
- (5) 土砂災害発生に係る対応 29
- (6) 台風・大雪等の対応 35
- (7) 弾道ミサイル発射に係る対応 . . 36
- (8) 学校への犯罪者予告・テロ
への対応 37
- (9) 災害発生時・発生後の対応 . . . 38

5. 開かれた学校

- (1) 校外講師への対応 43
- (2) 校外学習の対応 44
- (3) 校内不審者への対応 45
- (4) 校外不審者への対応 47
- (5) いじめへの対応 48
いじめに関する報告書様式 . . . 50
- (6) 不登校児童への対応 51
- (7) 危機管理マニュアルの保護者・
地域への周知 52
- (8) 報道機関への対応 53

III. 資料

- 避難所開設における施設活用方法 . 55
- 緊急避難確認票 58
- 大規模災害発生時の児童生徒
引き渡しマニュアル 60
- 緊急連絡網 62

I. 事前の危機管理

1. 避難訓練の実施

①目的を明確にして行う。

- 避難訓練は、危険発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認を行うと共に、児童生徒が安全に避難できるように、その実践的な態度や能力を養うことを目的として行う。
- 管理職は、情報収集のもと、適切な指示を出すこと、職員は指示を理解し、迅速に行動することをねらいとする。
- 授業以外の様々な場面を想定し、児童生徒がどのような場面でも安全を確保できることを目的として行う。

②地域の関係機関と連携して行う。

- 大規模な自然災害等では、近隣の学校、地域住民と協力することが必要となることを想定し、共に訓練し参加する機会を設定する。
- 生徒だけでの下校が難しい状況の場合の混乱を最小限にするために引き渡し方法についての周知を行う。

2. 教職員研修の実施

①学校安全の中核となる教員の養成と研修体制を確立する。

- 学校安全指導者養成研修等の各種研修会での情報を全職員で共有し、学校安全に対する意識を高めるために、職員朝礼時や校内研修会時に報告を行う体制を作る。

②最新の情報を取り入れた校内研修を行う。

- 事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した内容で行う。

3. 安全教育の実施

①危険予測・危険回避能力を育成する。

- 児童生徒が自ら考えて判断する能力の育成のために、ミニ集会や特別活動等において「こんな時どうするか」を考えさせる。

②地域の人材・資源を活用する。

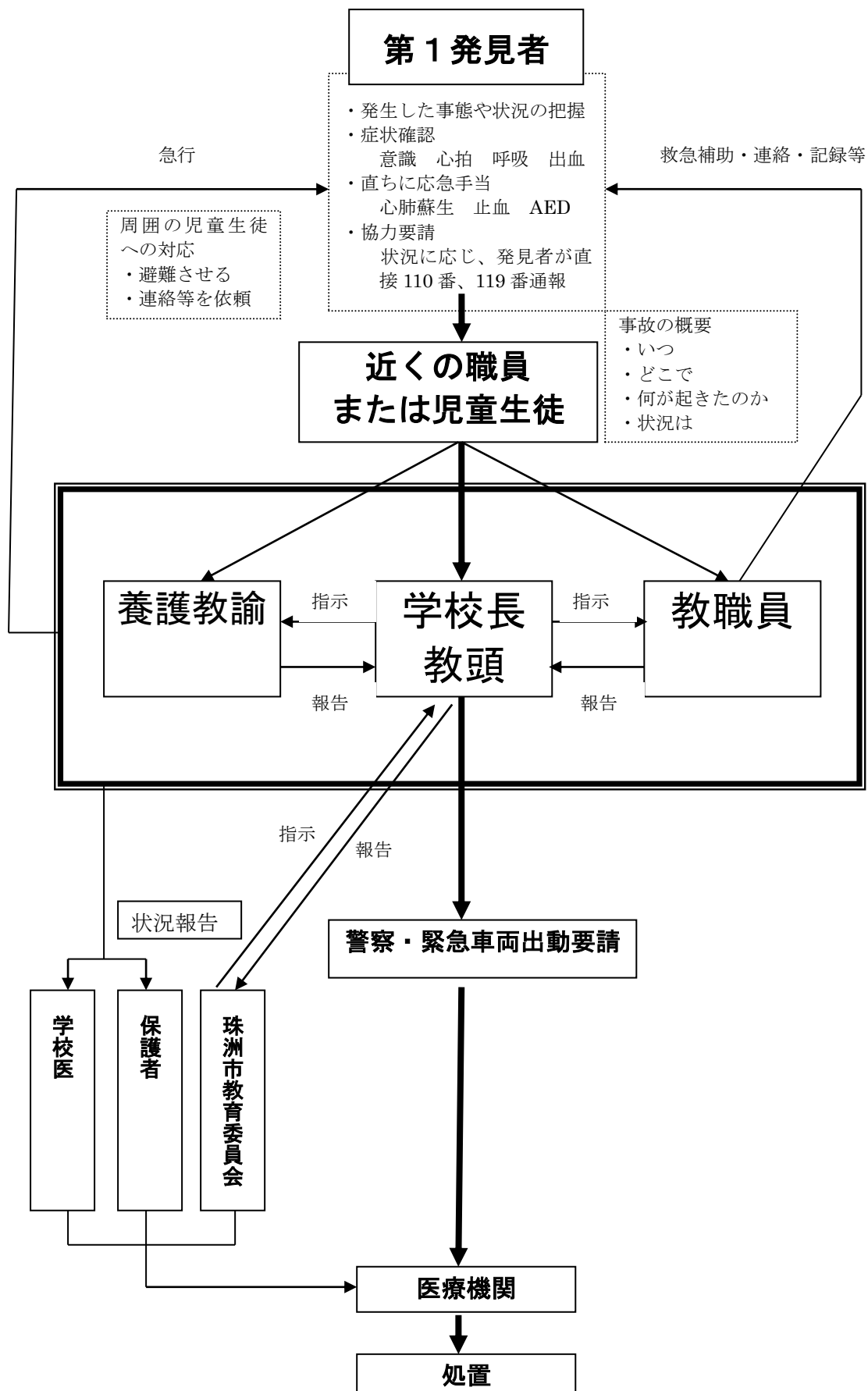
- 日頃から、いざという時に協力を求められる関係を築いておく。

4. 危機管理に関する年間活動計画

	内 容	備考
4月	危機管理マニュアルの見直し・作成 職員研修①食物アレルギー対応研修 避難訓練①地震・津波 連休の過ごし方	毎月1日 安全点検
5月	熱中症対策研修 避難訓練②不審者対応	
6月	交通安全教室	
7月	避難訓練③地震・火災 シェイクアウトいしかわ（県民一斉防災訓練） 夏休みの過ごし方	
8月	職員研修②救命措置研修（AED使用等）	
9月	避難訓練④自然災害（土砂）	
10月	避難所開設訓練 珠洲市総合防災訓練	地域（公民館） 連携
11月	非行被害防止講座 インフルエンザ等対応研修	
12月	冬期登下校対応研修 冬休みの過ごし方	
1月	積雪時の交通安全	
2月		
3月	春休みの過ごし方 危機管理マニュアルの見直し	

II. 個別の危機管理

1. 緊急連絡体制図 ①基本編



2 生活安全

(1) 事故発生時の対応	【分掌】養護教諭
目的	学校内で発生した事故への迅速・適切な対応

1 基本事項

○学校の緊急処置は、次の2つに限定されるものであること。

- ・医療機関または保護者に引き渡すまでの応急処置の範囲であること
- ・一般医療の対象とならない軽微の応急処置であること

○児童生徒・教師に対する事故防止や安全点検の見直し、事故の再発防止に取り組む。

○事故等で、児童生徒が動揺しないよう配慮する。

○事故の原因については、担任と家庭との連絡を十分にする。

○事故状況の詳しい記録を時系列で残しておく。

作成については、指導者・担任・養護教諭が作成し、記録簿に綴じ職員室に保管しておく。

記録方法として、次の点に留意する。

- ・事実と推測を区別して記載する。
- ・重要な箇所にはアンダーラインを引く。
- ・情報源を特記事項に記載する。

○報道機関への窓口は管理職（校長）に1本化する。また、保護者には迅速に、事実を正確に伝える。状況により、継続的に誠意を持って対処する。

報道機関に対しては、取材条件を下記のとおりとし、徹底する。

- ・校内へのカメラやビデオの持ち込みを禁止する。
- ・立ち入り可能な場所を指定する。
- ・児童生徒への直接取材の自粛を要請する。

2 医療機関へ引き渡すまでの流れ

○管理職に報告し、児童生徒の保護者に連絡する。

○医師の在院を確認して、負傷者の状況を簡単に説明し移送する。

状況によっては、直ちに救急車を要請する。

○家庭調査票・保健調査票を持ち、該当児童生徒を伴い、タクシーまたは救急車で医療機関へ移送する。

3 連絡体制・その他

○事故発生時の救急体制のとおりとする。

○やむを得ず教師が移送する可能性もあるので、教師移送の承認を保護者からもらっておく。
(教師が輸送する場合は、観察者も同乗する。)

4 関連法規

○国家賠償法 1条、2条

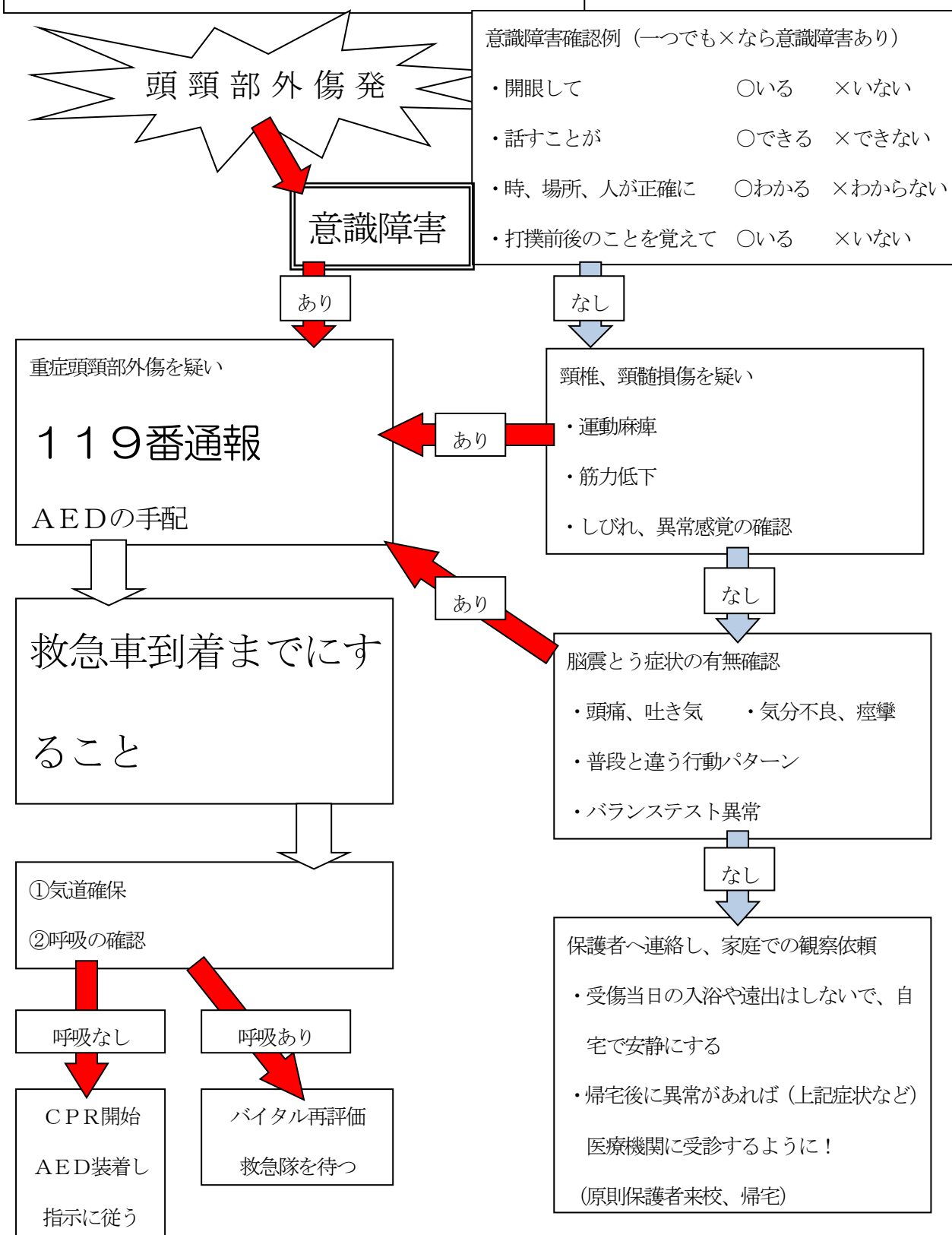
○地方公務員法 35条（職務専念義務）

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法

○学校事故対応に関する指針 P11、32

※ NO _____	<h1>事 故 発 生 報 告 書</h1> <p style="text-align: center;">記載者氏名 (_____)</p>
児童生徒氏名	_____年 氏名 _____
保護者氏名	保護者名 _____ 電話番号 _____
事故発生 日時天候	令和 _____年 _____月 _____日 (_____曜日) 午前/午後 _____時 _____分頃 天候 _____
事故発生場所	_____ _____
けが等の状態 及び 事故原因の概要	_____ _____ _____ _____ _____ _____
事故発生後の措 置及び指導した 事項	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

頭頸部外傷発生時対応マニュアル



チェックリスト 職員を呼ぶ!

①時系列 ②119番通報 ③AED手配 ④保護者連絡 ⑤救急車誘導「校門・校内」 ⑥児童生徒誘導

*開放性の外傷の場合は意識の有無にかかわらず原則医療機関に搬送する

(2) 疾病児童生徒の処置		【分掌】 養護教諭
目的	児童生徒の疾病を把握し、児童生徒の健康・安全を管理する	

1 基本事項

- 体温が37.5℃以上ある場合は、早退させ保護者のもとで健康管理する。
- 医師の診断を阻害させるような処置はさける。
- 急変し緊急を要する場合は、「事故の連絡体制」に従って、医療機関へ移送する。

2 疾病児童生徒の措置

- 疾病による保健室の利用は、原則として1時間程度とする。
- 早退させるときは、担任より家庭へ連絡し、迎えを依頼する。

熱中症の予防及び対応マニュアル

1 熱中症について

体内の水分や塩分が減少したり、血液の流れが滞るなどして、体温が上昇し、重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称。

軽症の場合には「立ちくらみ」や「こむら返り」など、重症になると「全身の倦怠感」、「脱力」、「意識障害」などの症状が現れ、最悪の場合には死亡することもある。

2 暑さ指数 (WBGT) について

気温、湿度、日射・輻射、風の要素を取り入れた指標。

【暑さ指数に応じた注意事項】

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31 以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が 上昇しやすい運動は避ける。 10～20 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩 分を補給する。 激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水 分・塩分を補給する。
24℃未満	21 未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必 要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注 意。

日本スポーツ協会『熱中症予防運動指針』(2019)より

3 熱中症警戒アラートについて

暑さ指数 (予測値) が 33 以上の地点があったときに発表される。

4 熱中症予防について

①環境条件を考慮し、運動量に配慮する

- ・暑さ指数 (WBGT) 掲示板：職員室前
- ・体育や部活動前に熱中症チェッカーでの測定

②こまめに水分補給する

- ・基本、水筒かペットボトルを持ってくる。

*時間を決めて飲ませる「強制飲水」が原則。

渴きを自覚した段階で脱水状態なので、のどが渴いてから水分補給するのでは遅い。

③生活リズムを整える

- ・睡眠不足、朝食抜き、疲労などは注意が必要。

④健康観察

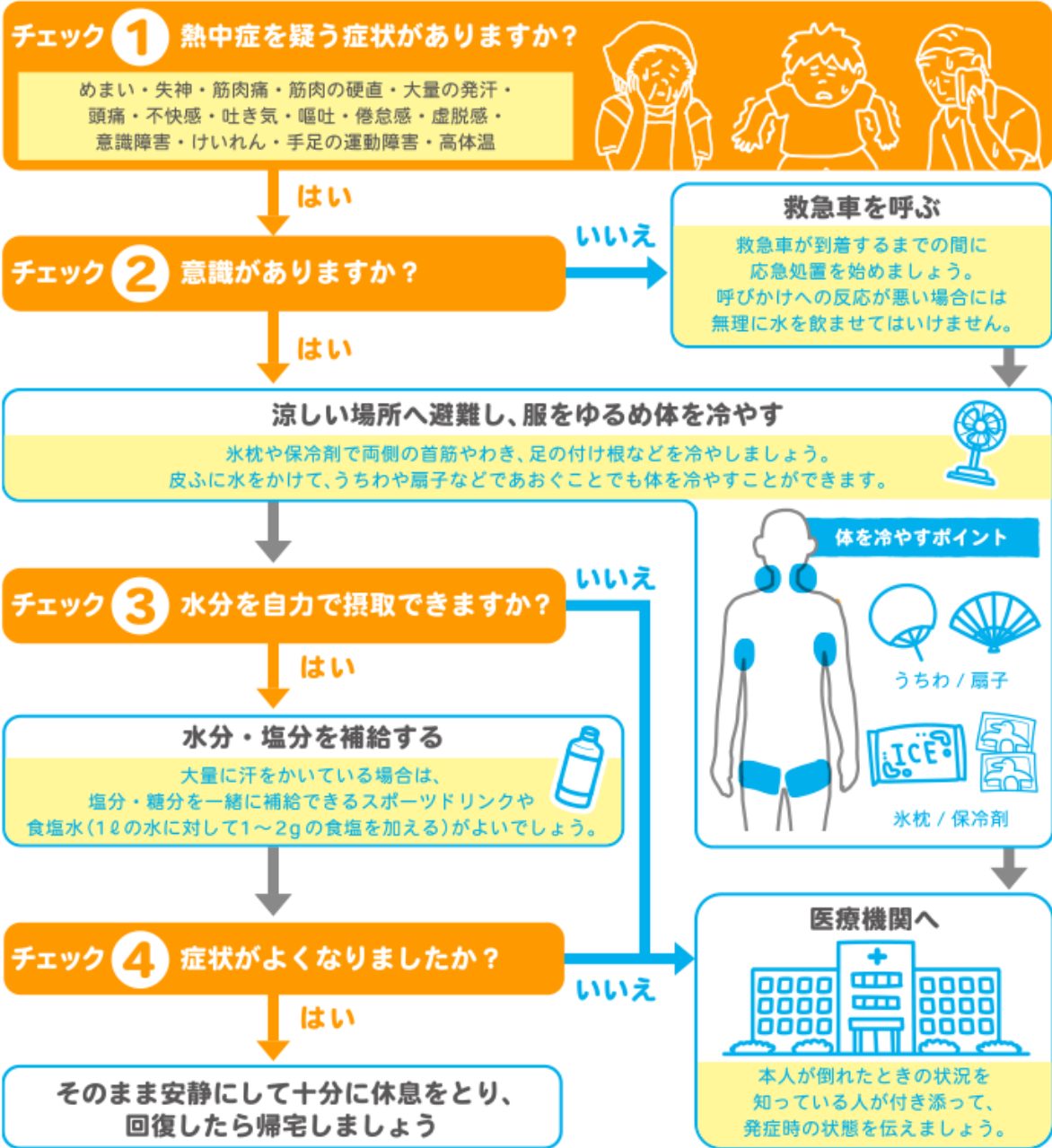
- ・formでの健康観察だけでなく、運動前に体調を確認する。

⑤マスク着用に関して

- ・運動する際は基本的にマスクを外す。

5 熱中症の対応について

熱中症が疑われるときの応急処置



【参考】環境省「熱中症環境保健マニュアル 2018」

【作成】日本気象協会推進「熱中症ゼロへ」プロジェクト

①熱中症用のかご → 保健室の冷蔵庫の上

熱中症対応フローチャート タオル うちわ ナイロン袋 OS1 紙コップ

②保健室冷蔵庫 ・冷凍室に氷（保冷剤、アイスノン）
・冷蔵室にスポーツ飲料、経口補水



(3) 感染症発生時の対応		【分掌】 養護教諭
目 的	感染症の発生を早期に把握し、蔓延防止等必要な処置をとる	

1 基本事項

○感染症の種類

- ・第1種 エボラ出血病、クリミア、コンゴ出血熱、南米出血熱、痘瘡、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群
鳥インフルエンザ
- ・第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
- ・第3種 流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス その他の感染症

○出席停止中（解除後も）は、医師の指示に従う。

○発生中に登校していると思われる場合は、家庭と連絡を取り適切に対応する。

○発生中は、家庭との連絡を密にし、健康な生活と予防に心がける。

○感染症罹患者への人権的配慮と心のケアを行う。

2 発見時（連絡を受けたとき）の措置

○発見者や保護者から連絡を受けたときは、速やかに養護教諭に報告する。

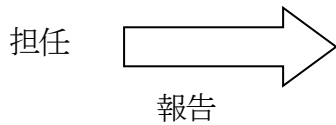
○養護教諭は、管理職（校長）に報告し、必要に応じ校医に連絡する。

○流行の兆しが見られる場合は、欠席状況を職員室に掲示し、児童生徒には換気、手洗い、うがい等必要な処置をとる。

○欠席者が20%以上になった場合は、校医や教育委員会と相談し、学校（学級）閉鎖や日課変更を検討する。

感染症発生時対応マニュアル

インフルエンザ・コロナウイルス感染症・集団かぜ・感染性胃腸炎等対応



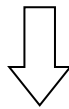
校長：学校医・市教委と対応を協議する。

保健所に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

養教：発症時間・発症人数・個々の症状を記録

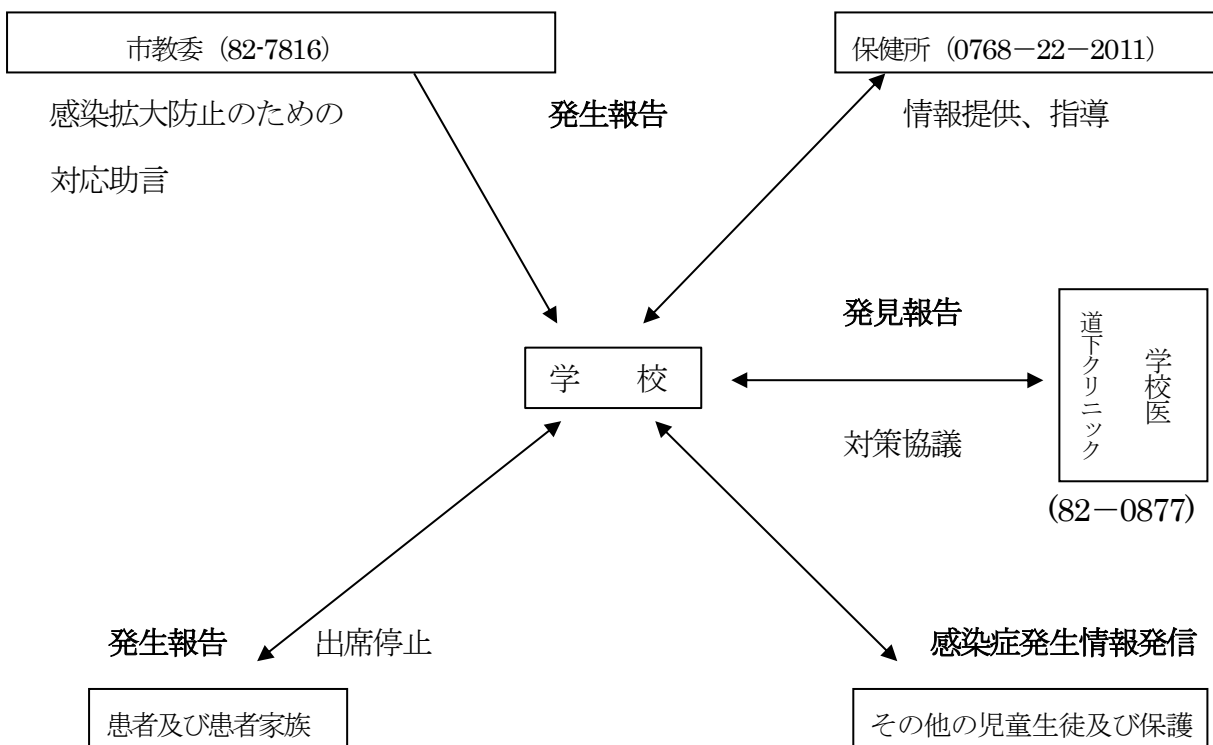
学校内における二次感染を防止する。

(排泄物処理、消毒、手洗いの徹底)



校長：学校医・市教委・保健所等の意見を聞き、出席停止、臨時休校等の処置をする。

教頭（養教）：保護者に対して、感染症発生の疑いについての文書を配布し協力を求める。



*教職員の健康異常の早期発見・処置

インフルエンザ及びコロナウィルス等の罹患の連絡を受けた時

確認すること

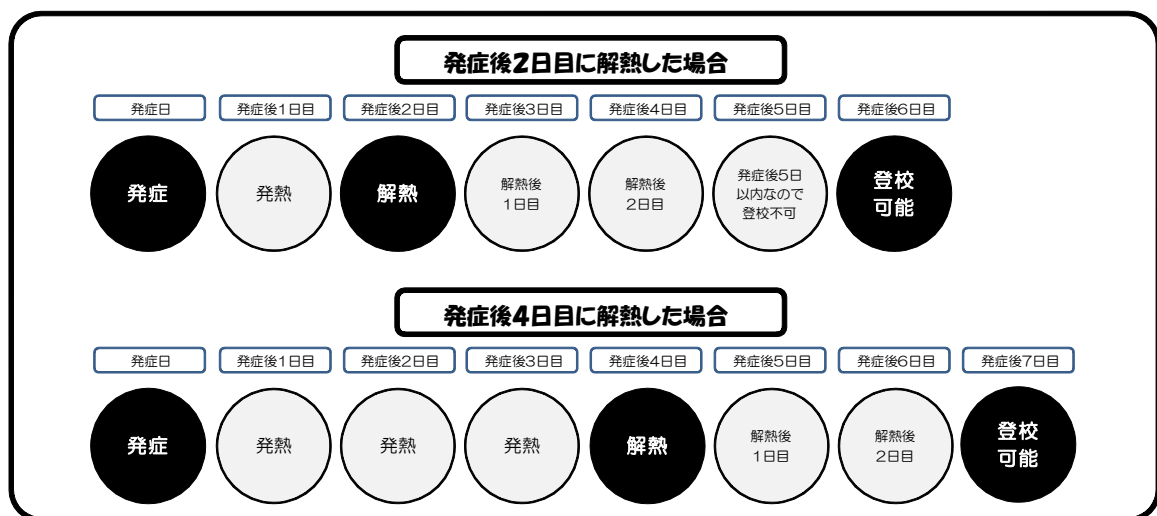
1. 現在の症状（発熱状況・咳および咽頭痛の有無・鼻炎の有無・頭痛の有無その他）
2. 発症した日はいつか（発熱を目安とする）
3. インフルエンザの場合はA型かB型か
4. 医師からどのような指示があったか

伝えること

1. 出席停止期間

発症した後（発症日は含めない）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

★発症日と解熱日を控えておくようお願いする。



2. 解熱後、症状が改善したのちリモートでの授業参加を希望する場合、学校へ連絡すること
その場合は、一人一台端末は、保護者が学校まで取りに来ること
3. 登校できるようになったら、前日までに学校へ連絡すること

児童生徒が嘔吐した時の処理

① 予防

吐物に児童生徒を近づけない

② 換気

窓・ドアを全開にする

③ 処理

嘔吐物処理セットを使用

～ 嘔吐物処理の手順 ～

① 【連絡】

原則、嘔吐物処理は教科担当の先生が行い、嘔吐した子の対応を養護教諭が行う。

子どもが嘔吐した場合、内線で連絡する。

(保健室 or 職員室)

*子どもを一人にしない

② 【換気・児童生徒対応】

・すぐに窓とドアを開け、換気をする

・吐物から他の児童生徒を遠ざける
(別室へ移動させるのが望ましい)



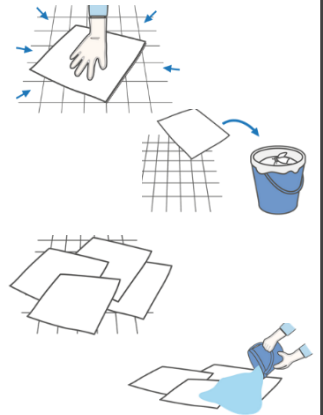
③ 【処理】

エプロン・マスク・手袋(2重に!)を着用する
*靴にも袋をかぶせるとより衛生的



・バケツにゴミ袋を2重にしてセットする
・消毒液をつくる(500mlの水にペットボトルキャップ2杯のハイター)

新聞紙かペーパータオルで嘔吐物を外側→内側に集め、
ゴミ袋に入れる



・床に新しい新聞紙かペーパーを敷き、消毒液をかける
・外側→内側にふきとる

靴も消毒液で拭いた後、手袋→エプロン→マスクの順に外し、
拭き取ったペーパータオルのゴミ袋と一緒に入れ、消毒液をかける
(消毒液を入れたあと、袋をしっかり縛る!)



～ 食器に付着した場合 ～

- ① 吐物が付着した食器は、吐物をペーパータオルなどで取り除いてから、食器を袋に入れる
- ② 養護教諭が保健室で食器を消毒する

～ 衣類に付着した場合 ～

- ① 保健室で衣類に付着した吐物を取り除いた後、
体育着または保健室の洋服に着替える
→汚れた衣類は着替えた後、袋に入れて密閉する
- ② 保護者に消毒・洗濯をお願いする
(集団感染を防ぐため、学校では洗濯をしない)

(4) 給食時の異常発生への対応		【分掌】 養護教諭
目的	食中毒等給食時の異常発生の際の迅速・適切な対応	

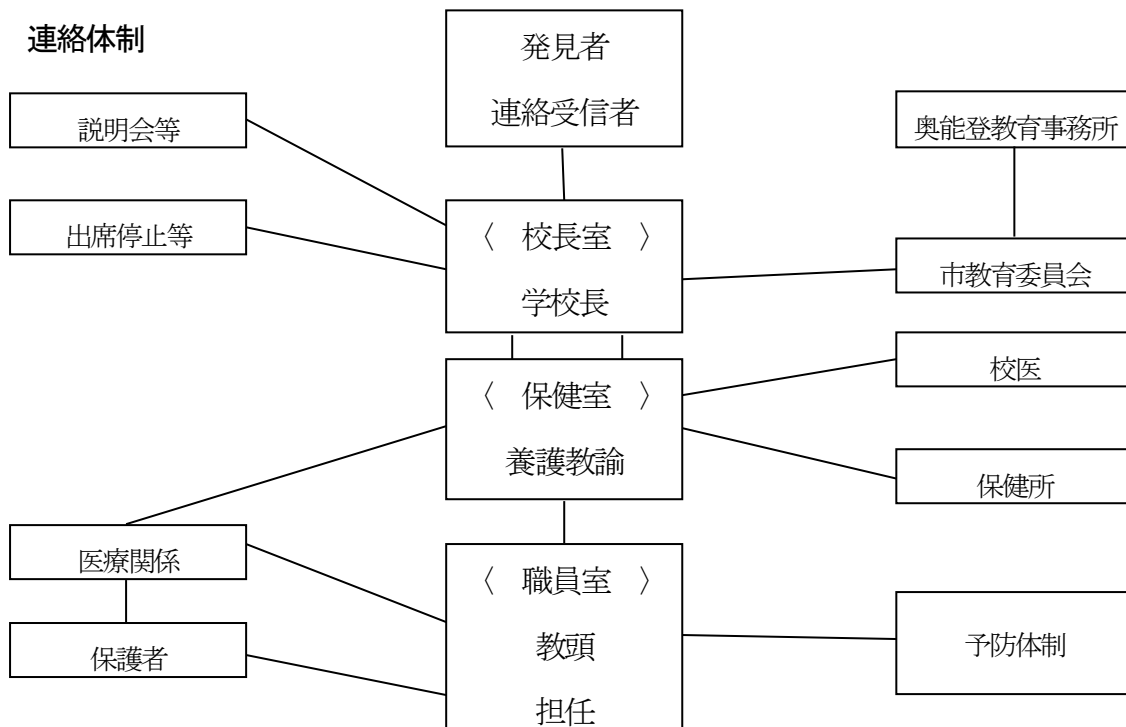
1 基本事項

- 異臭・腐敗・異物混入等、万一に備え検食する。(2名)
- 検食は、給食は11:50までに実施する。
- 検食後は、「検食簿」に記入し、異常がないことを確認する。
- 欠席者の給食は、衛生上届けない。
- 報道機関への窓口は管理職に1本化し、保護者には迅速に、事実を正確に伝える。

2 食中毒発生時の措置

- 校長・養護教諭は、校医・教育委員会・栄養士・保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期す。
- 校医等の意見を聞き、健康診断・出席停止・臨時休業・消毒その他の事後措置の計画を立てる。

3 連絡体制



4 関連法令

- 学校保健安全法 19条 (出席停止)
- 学校保健安全法 20条 (臨時休業)
- 学校保健安全法施行規則 18条 (感染症の種類)、19条 (出席停止の期間の基準)

食物アレルギー緊急対応マニュアル

アレルギー症状の発生！

アレルギー症状がある
(食物の関与が疑われる)

原因食物を食べた
(可能性を含む)

原因食物に触れた
(可能性を含む)

食後の運動誘発
(可能性を含む)

発見者が行うこと

- ① 子どもから目を離さない、ひとりにしない
- ② 助けを呼び、人を集める
- ③ エピペン®持ってくるように指示する

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する。

緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 便や尿を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い (がまんできない) お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでも当てはまる場合

ない場合

- ① ただちにエピペン®を使用する
- ② 救急車を要請する (119番通報)
- ③ その場で安静にする
- ④ その場で救急隊をまつ
- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

安静を保つ体位

心肺蘇生を行う (AED)

反応がなく
意識がない

内服薬を飲ませる

保健室または、安静に
できる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し
緊急性の高いアレルギー
症状の出現には特に注意
する

教育委員会へ連絡 0768-82-7816

・症状、経過と記録について報告

★迷ったら、エピペン®を打つ。ただちに119番通報をする。

緊急時対応カード（記録用紙）

児童生徒名	
-------	--

記録者名					
食べた（摂取など）時刻		令和 年 月 日（ ）		時 分	
食べた（摂取など）状況		食べたもの（ ） 量（ ）			
処 置	緊急時処方薬	時 分			
	エピペン使用	時 分			
	その他				
救急車要請		要請時刻	時 分	到着時間	時 分
医療機関		連絡時刻	時 分	到着時間	時 分
保護者		連絡時刻	時 分		
経 過		時 刻	内 容		
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
その他					

(5) 非常災害用具の保管と管理		【分掌】教頭
目的	非常用具を適切に管理し、発生時に速やかに使用できるように努める	

1 保管場所

○校内災害用具 《1階職員室》

懐中電灯	3本	鐘	1個	拡声器	1個	赤旗	1本
予備電池	各種数個						
危機管理マニュアルファイル							
<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアル ・珠洲市職員防災初動マニュアル ・児童生徒名簿 ・各種名簿 ・引き渡しカード 							
校外学習実施計画書							
校外学習実施報告書							
集団かぜ発生情報（既発分）							
アレルギー対策マニュアルファイル							
インフルエンザ対策各種書類ファイル							
衛生管理&調理技術マニュアル							
災害発生各種報告書及びFAX送信票							
危機管理対策県・文科省発行各種冊子							
自動火災報知設備警戒区域図							
蓄熱式暖房器系統図							

2 確認事項

- ・ 4月初め、各種操作盤の作動方法の講習会を行う。
- ・ 毎月1日の安全点検日に、点検・確認を行う。

3 登下校時の安全

(1) 交通安全	【分掌】教頭
目的	様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができる。

1 基本事項

- 道路の歩行と横断が安全にできるようにする。
- 自転車の安全な利用と点検・整備ができるようにする。
- 通学路の安全を点検し、危険の未然防止につとめる。
- 交通事故防止の取組に積極的に参加できるようにする。

2 安全教育の取組

- 「交通安全教室」
指導者 珠洲警察署交通課、生活安全課、大谷駐在所、大谷地区交通推進隊
内容 ・信号機のある横断歩や交差点の安全な横断の仕方
・自転車の安全な走行
- 「春の交通安全運動期間」「秋の交通安全運動期間」での街頭指導
対象者 児童生徒会、PTA、大谷地区交通推進隊、大谷駐在所、公民館、婦人会
内容 横断歩道の安全指導とあいさつ運動
- 通学路の安全点検
 - ・集団下校で、児童生徒の自宅や通学経路を、児童生徒と職員が一緒に確認し、通学時の安全指導実施
 - ・保護者による通学路の点検を実施（通学路の道筋と危険個所を確認し、「家庭調査票」に記入）
 - ・通学路の合同点検（学校・警察・道路設置者）の実施

3 その他

- ・校門前の歩行者用信号機は、押しボタンを押すと短時間で青に変わり、青の時間が短い（12秒）ので、素早く渡るよう指導する。

令和6年能登半島地震により、道路状況はよくない。また、土砂災害等の危険もある。復興作業により道路状況等も変化することも考えられるため、通学路等の安全点検はこまめに行い、その都度児童生徒と保護者に危険個所を連絡し、安全確保に努める。

◆通学路安全点検表

点 検 事 項		評 定
1	関係機関、保護者などとの協議によって選定（指定）されているか	A B C
2	集団下校等、学校や地域の実態に応じた通学方法が選定されているか。	A B C
3	通学路の安全マップが作成されているか。	A B C
4	必要なスクールゾーンが検討・設置されているか。	A B C
5	必要な横断歩道や信号機・遮断機が設置されているか。	A B C
6	ガードレール・カーブミラーや標識などに破損等の不備はないか。	A B C
7	道路標示が見えにくくなっていないか。	A B C
8	橋梁の高欄の高さが十分か、また、隙間から落ちる危険性はないか。	A B C
9	側溝への転落の危険性や蓋の間に隙間・段差はないか。	A B C
10	歩行者用信号機の青時間の長さは短くないか。	A B C
11	児童生徒等が安全に歩行できるように、車道と歩道の区別がされているか。	A B C
12	道路工事の箇所については、児童生徒等の通学の安全が確保されているか。	A B C
13	横断歩道や道路の破損や不備はないか。	A B C
14	歩道上に危険物や放置自転車など通行の妨げとなるものはないか。	A B C
15	人通りが極端に少なく、寂しい箇所はないか。	A B C
16	地下道の照明の不備などはないか。	A B C
17	通学路上の「子ども110番の家」など地域の安全確保の取り組みがなされているか。	A B C
18	雑草や植樹が通行の支障や周りからの死角となっていないか。	A B C
19	不審者出没の情報が学校に入るシステムが構築されており、情報と同時に対応・点検する体制がとれているか。	A B C
20	通学地域別に、通学・防犯についての指導が定期的実施されているか。	A B C
21	登校時の子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる日常的な防犯パトロール等の協力を受けているか。	A B C
22	学校行事等により登校時が不規則になる場合には、前もって保護者や地域住民等のボランティアに連絡する等の対策を講じているか。	A B C
23	定期的に点検を実施したり、必要に応じて臨時点検を実施しているか。	A B C
24	点検により、好ましくない状況が発見された場合は、教育委員会への連絡、関係機関への要請を行い、通学路の環境整備を行っているか。	A B C

評定の基準 A：良好 B：校内で要検討 C：関係機関へ問い合わせ又は要望

(2) 不審者等、緊急事態		【分掌】教頭
目 的	登下校時における不審者等の緊急事態が発生した場合の対応について共通理解するとともに協力体制を整備し、児童生徒の安全を確保する。	

1 基本事項

- 緊急対応の要否を見極め、児童生徒の安全を最優先に迅速に対応する。
- 関係機関（珠洲署・大谷駐在所・市教委）や地域住民と協力し、児童生徒の安全確保を図る。
- 現場に急行し、情報収集と情報整理を行い、適切に対応する。

2 緊急事態（不審者事案）発生時の対応

(1) 緊急事態対応の要否の判断と被害者等の安全確保

① 把握する情報

- ・いつ、どこで、だれに、どのようなことが起こったか。
- ・不審者はどのような人物で、どのような特徴があるか。
- ・110番通報したか。
- ・負傷者はいるか。
- ・119番通報したか。
- ・周囲にほかの児童生徒はいるか。

② 学校の対応

- ・警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。負傷者がいる場合には119番通報する。
- ・地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、児童生徒等の安全確保を図る。
- ・現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。
児童生徒の現状…安否確認、負傷者の状況
不審者の状況 …不審者が近辺にいると考えられる場合は、児童生徒の安全確保を図り、対応状況を常に確認する。
- ・教育委員会への第一報と支援要請を行う。
- ・被害に遭った児童生徒等の保護者に連絡する。

(2) 不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保

- ・警察等の情報を確認し、学校・家庭・地域が一体となった対応が必要かどうかを検討判断する。
- ・安全が確保されるまで、児童生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行う。
- ・児童生徒等だけで登下校が難しい場合は、職員の引率による集団下校等を行う。また、場合によっては、保護者に直接引き渡す。
- ・警察によるパトロールを依頼するとともに、保護者・地域住民・地域の防犯団体等に緊急パトロールを依頼する。

(3) 事後対応

- ・児童生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげる。

4 災害安全

(1) 基本的な考えと学校対策本部	【分掌】教頭
目的	学校防災計画の基本的な考えと学校対策本部の設置

1 基本的な考え方

- 児童生徒の安全を第一に考える。
- 平素より避難訓練を実施し、緊急な場合に対処できるようにしておく。
- 火気使用場所、火気使用設備器具の点検については、各々の責任者がこれにあたる。
(防火責任者－管理運営計画参照)
- 防火管理者は教頭とし、校長の指示のもとで行う。

2 学校対策本部の組織

アクションカード活用による役割分担制をとる。

3 災害時における職員の動員について

(1) 震災時における動員体制

配備体制	動員基準	動員対象
注意配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に津波注意報が発表されたとき ・ 震度3の地震が発生したとき 	災害の発生状況に応じて参集
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に津波警報が発表されたとき ・ 震度4以上の地震が発生したとき (Jアラート起動) 	校長、教頭、校務員
災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に相当規模以上の災害が発生した場合、または災害の発生が予想される場合 	全職員（非常勤は除く）

(2) 風水害時の動員体制

県内全域又は能登で大雨、洪水、高潮、暴風警報など気象警報の発表を覚知した場合、学校及び学校周辺の状況について情報収集に努め、学校施設に被害発生のおそれがある場合は、速やかに所属校へ参集するなど必要な対応を行う。

被害の状況が著しく、あらかじめ定められた職員（校長、教頭、校務員）のみで対応が困難な場合、校長は職員の動員を命じる。

(2) 火災発生時の対応		【分掌】 教頭
目 的	学校防災計画の基本的な考えと学校対策本部の設置	

1 基本事項

「学校管理運営計画」及び「消防計画書」によって行動する。

2 出火発見時の対応

- 発見者は、大声で「火災発生」と叫び、非常ベルを押す。
- 職員室にいる教頭は、校内放送をする。（職員室放送機器「一斉」を使用）
「〇〇が火事です。先生の指示に従って、運動場に避難しなさい。」
- 職員室にいる教頭は消防署へ通報（119番）する。
「珠洲市大谷町1字78番地 珠洲市立大谷小中学校が火事です。」
- 児童生徒の安全を第一に考え、初期消火・搬出等を行う。

3 児童生徒の避難方法

災害種別等	児童生徒の基本行動
授業中 校内火災	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常ベルまたは放送が鳴ったらすべての行動を止め、静かに次の放送を聞く。 2 先生の指示を受けるまでは、勝手な行動はしない。 3 窓を閉めて、ハンカチを出し、静かに廊下に並ぶ。学用品等は持たない。 4 ハンカチで口を覆いながら、「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底して守って運動場へ避難する。 5 運動場では、先生を先頭に早足で行進し、避難場所で整列し、指示があるまで待つ。
休み時間中 校内火災	<ol style="list-style-type: none"> 1 教室、廊下、体育館など校舎内にいる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・非常ベルまたは放送が鳴ったら遊びや仕事をやめ、お互いに知らせあって、静かに次の放送を聞く。 ・放送及び先生の指示をよく聞き、自分の位置からの避難経路を考える。 ・ハンカチで口を覆いながら、「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底して守って運動場へ避難する。 2 校庭や運動場など外にいる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・非常ベルまたは放送が鳴ったら遊びや仕事をやめ、お互いに知らせあって、静かに次の放送を聞く。 ・放送及び先生の指示に従い、決められた集合場所に整列し、担任が来るのを静かに待つ。

4 避難後の対応

- 引率者は人数を確認し、校長に報告する。（避難グッズの中の避難カード活用）
- 係分担にあたっている者は、素早く係活動につく。

火災報知器について

- ・表示板は、厨房入り口（表示のみ）と職員室にあり。
- ・表示板は、「白」火災報知器（感知器含む）、「オレンジ」光電分離（体育館）、「黄」防火扉。そのうち「白」は、下にランプ有り。

・火災が発生した場合

- ① 火災地区の「地区」灯が点灯
- ② 「火災」灯が点滅
- ③ 感知器が作動した場合は「回線」が点灯し作動した回線が点灯表示
(感知器は、天井と天井裏に設置)
- ④ 押しボタン式火災報知器を押した場合は「発信機」が点灯

※感知器が作動した場合、ポンプは起動しないが、押しボタン式火災報知器が作動した場合は、ポンプも起動するので、復帰後、ポンプを停止する必要がある。

ただし、中後期ブロック棟は、ポンプが起動しない。(ホースがないため)

- ⑤ 消火開始（消火ホースは、職員室前・3・4年教室前・図書室・体育館2）

◎異常があった(警報が鳴った)場合

- ①現地確認し、職員室へ連絡する。(中後期ブロック棟は、1・2・3階に電話あり)
- ②児童生徒へ緊急放送で避難指示する。
- ③関係機関へ連絡する。
 - ・消防署 1 1 9 (奥能登広域圏消防本部指令課 0768-23-6774)
 - ・警備保障会社 0 7 6 - 2 6 9 - 8 6 7 0
 - ・市教委 8 2 - 7 8 1 6
- ④初期消火を行う。

○確認後、一過性であることが判明した場合

- ①押しボタン式火災報知器の作動による場合は、「報知器のボタン」を元に戻す。(ボタン上の小さなレバーを上上げる)
- ②「機器の音停止ボタン」を押す。
- ③「館内の音停止ボタン」を押す。
- ④「復旧」ボタンを押す。
- ⑤前期ブロック棟・体育館の押しボタン式火災報知器の作動による場合は、「ポンプ」を停止する。

(3) 地震発生時の対応		【分掌】教頭
目的	地震発生時の迅速・適切な対応	

1 基本事項

「学校管理運営計画」によって行動する。

2 地震発生時の対応

(1) 放送機器が作動した場合

職員室にいる教頭または職員は、校内放送する。

「地震です。机の下に避難しなさい。」【安全行動】

～ゆれが収まったら～

「高山に避難しなさい。」【避難行動】

(2) 停電に伴い放送機器が作動しなかった場合

職員室にいる教頭または職員は、職員室装備の災害用具保管場所より、鐘を取り出し、鳴らしながら放送が使えない合図をおくる。授業者は、災害の旨及び避難方法を児童生徒に伝える。「〇〇階段より、高山に避難しなさい」

(3) 停電及び一部崩壊があった場合

職員室にいる職員は、職員室装備の災害用具保管場所より、鐘を取り出し、鳴らしながら放送が使えない合図をおくる。授業者は、災害の旨及び避難方法を児童生徒に伝える。外部より「〇〇側崩壊」を大声で伝える。

(4) その他

- ・地震を感じた時（または、外部から連絡を受けた時）、職員はテレビやラジオ等で地震情報を入手する。
- ・職員間の連絡方法は、地震発生が勤務時間内なのか、勤務時間外なのか、また通信回線設備の被害の有無により異なる。

3 児童生徒の避難方法

災害種別等	児童生徒の基本行動
授業中 地震発生	<ol style="list-style-type: none"> 1 机の下に身を入れ頭を防護し、揺れが収まるのを待つ。 2 放送及び先生の指示を受けるまでは、勝手な行動をしない。 3 出入り口の戸を開けたままにし、静かに廊下に並ぶ。用品等は持たない。 4 ハンカチで口を覆いながら、「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底して守って高山へ避難する。 5 高山では、先生を先頭に早足で行進し、避難場所で整列し、指示があるまで待つ。

休み時間中 地震発生	1 教室、廊下、体育館など校舎内にいる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・教室にいる場合、ただちに机の下に身を入れ頭を防護し、揺れが収まったら先生の指示に従い行動する。 ・廊下、体育館にいる場合は、ガラス窓から離れ、廊下などの中央に身を伏せ、揺れが収まったら先生の指示に従い行動する。 ・便所にいる場合は、ドアを開き、避難の準備をする。揺れが収まったら、先生の指示に従い行動する。 2 校庭や運動場など外にいる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎や塀から離れ、頭を守って伏せる。 ・揺れが収まったら、先生の指示に従い行動する。
---------------	--

4 避難後の対応

- 担任は人数を確認し、校長に報告する。(出席簿持参のこと)
- 係分担にあたっている者は、素早く係活動につく。

5 保護者への引き渡し

- 災害対策本部で引き渡し場所の決定。
- 保護者引き渡し係は、「児童生徒名簿」及び「引き渡しカード」を準備し、保護者が来たら、カードと照会し確認の後、児童生徒を引き渡す。
- 保護者と学校で、引き渡しの条件を決めておく。
- 引き渡し状況を集約し、教育委員会に報告する。

6 本校が避難所となった場合

(1) 校長、教頭が中心となって動く。

- ①対外的な対応・連絡ー校長
- ②体育館内の指示ー教頭
 - ・市防災用具の搬入
 - ・幕、ゴザ、マット等の準備・区割り等
- ③教室等の対応指示ー教頭

(2) 大谷地区自主防災対策組織中心に避難所としての対応にあたる。

本校体育館2階の床面は、やわらかい素材で作られており、分離避難ができる状況になっている。

(3) 大谷地区自主防災組織との連携

- ①自主防災組織一覧表の保管
- ②防災士名簿の保管

7 その他

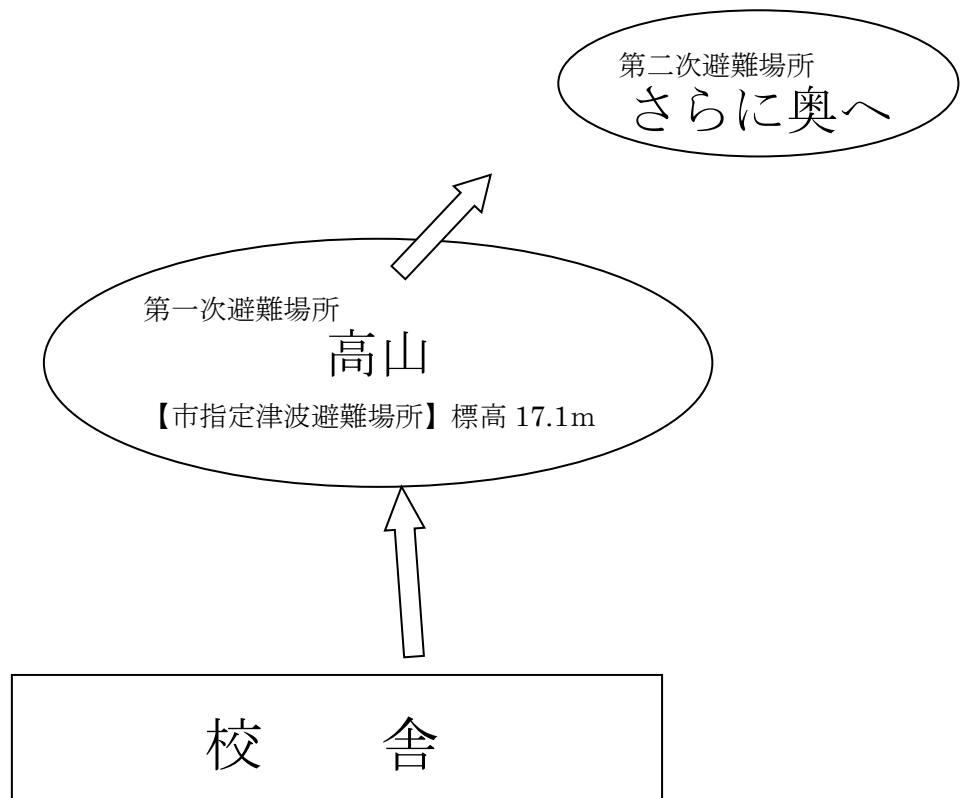
(1) 高山避難場所の定期的な環境整備

- ①大谷地区自主防災事務局と連携し、除草作業を行うとともに、避難後の連絡体制などについて確立する。

(4) 大津波発生時の対応		【分掌】 教頭
目的	地震発生後の大津波発生時の迅速・適切な対応	

1 基本事項 「学校管理運営計画」によって行動する。

2 大津波発生時の対応



3 児童生徒の保護者への引き渡し

大地震等非常災害時には、電話等の不通や通学路の安全確保ができない状況が予想されることから、予め以下のとおり児童生徒の安全確保と保護者への引き渡しについて周知しておくものとする。

(1) レベル1（震度3以下の地震発生時）

○マスメディアで余震情報を確認して屋外避難や屋内待機をし、余震が収まったら通常の下校を指導する。必要があればバス会社へ連絡する（以下同じ）。

(2) レベル2（震度4の地震発生時）

○マスメディアで余震情報を確認して屋外避難や屋内待機をし、余震が収まったら地区担当教員同伴で下校する。管理職は校舎点検結果を市教委へ報告する。

(3) レベル3（震度5以上の地震発生時等非常災害発生時）

①登下校時

○登下校時に大きな地震が発生したときは、建物から離れて立ち止まり、周囲の安全を確かめ、収まるのを待って近くの避難所へ向かうよう指導する。

※珠洲市津波ハザードマップ（改訂版）を参考

②在校時

○児童生徒を下校させず、学校において直接保護者へ引き渡す。連絡網を使用して迎えを要請するが、電話不通時の場合は緊急伝言ダイヤル171を使用する。

○引き渡しは、原則だんだん広場で行う。校舎の被害等により、適切な場所を設定し、保護者に連絡する。

○保護者引き渡しが困難な児童生徒は、体育館避難所において、職員指導のもと連絡がつくまで待機させる。

③校外学習時

○出発時は必ず現地避難場所を確認する。

○現地の避難場所に速やかに避難し、学校へ児童生徒の安全を報告する。

(5) 土砂災害発生に係る対応		【分掌】 教頭
目 的	土砂災害が予測される場合または土砂災害発生時の迅速・適切な対応	

- 1 基本事項 「学校管理運営計画」によって行動する。
- ・本校は、土砂災害特別警戒区域（国道向かい側）に隣接し、本校敷地は土砂災害区域に指定されている。搬出については、火災・地震と同様とするが、あくまでも避難を原則とする。
- 2 土砂災害に係る対応
- (1) 避難場所 第1避難場所 改修棟2・3階
- ※前兆現象または市の避難勧告があった場合は、保護者へ直接引き渡す。（引き渡しカードによる引き渡し）
- (2) 避難の判断
- ア 大雨警報（土砂災害）が発令された場合（避難準備開始）
- イ 避難準備・高齢者等避難開始情報又は土砂災害警戒情報（避難開始）
- 土砂災害警戒情報：石川県防災気象情報＞土砂災害警戒情報
- 土砂災害警戒判定メッシュ情報：
- 石川県防災気象情報＞県雨量水位情報＞石川県土砂災害情報
- （気象庁防災情報 Web 上の土砂災害警戒判定メッシュ情報でも可）
- 土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュを確認の上、改修棟2・3階へ避難する。同時に保護者へメール配信する。
- ウ 避難勧告
- メール及び緊急連絡網で、引き渡しについて連絡する。
- エ 避難指示（緊急）
- メール及び緊急連絡網で、引き渡しについて連絡する。
- オ 児童生徒が自宅にいる場合
- 避難準備・高齢者等避難開始情報又は土砂災害警戒情報が発令された場合は、自宅待機とする。
- ※ 上記は、市役所からの情報に基づく判断であるが、土砂災害の前兆現象を早期に発見し、迅速に対応する。
- ※ 土砂災害警戒情報
- 大雨警報が発表された後、降雨によりさらに土砂災害の危険度が高まった場合、より一層の警戒を呼びかけるため、都道府県と各地の气象台が共同して発表する情報。

1. 避難確保計画の目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第8条の2に基づき、当施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び見直し・修正した場合には、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を珠洲市長に報告しなければならない。

3. 計画の適用範囲

本避難確保計画は、当施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）及び児童・生徒または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。



4. 防災体制に関する事項

(1) 各班の任務と組織

1) 各班の任務

① 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

③ 避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 防災体制

	判断基準	主な業務内容	対応者
注意体制確立	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	気象情報等の情報収集	情報収集班
警戒体制確立	・大雨警報が発表された場合	気象情報等の情報収集 避難の準備	指揮班 情報収集班 避難誘導班
非常体制確立	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	関係行政機関等への連絡・通報 気象情報等の情報収集 避難誘導	指揮班 情報収集班 避難誘導班

(2) 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、休校などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

休校の判断基準例

- ・台風が直近を通ることが予想される時。
- ・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨警報が発表された時。

(3) 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法
気象情報	市役所 テレビ・ラジオ インターネット ・気象庁ホームページ ・石川県土砂災害情報システム SABO アイ
土砂災害警戒情報	市役所 テレビ・ラジオ 珠洲市メール配信サービス インターネット ・気象庁ホームページ ・石川県土砂災害情報システム SABO アイ
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示等	防災行政無線 市役所 テレビ・ラジオ 珠洲市メール配信サービス

情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	指揮班	TEL・FAX	教育委員会事務局、消防署 等
被害情報	指揮班	TEL・FAX	教育委員会事務局、消防署 等
避難準備等について	指揮班	館内放送・口頭	児童・生徒、利用者等
		TEL・FAX	教育委員会事務局、消防署 等
避難開始等について	指揮班	館内放送・口頭	児童・生徒、利用者等
		TEL・FAX	教育委員会事務局、消防署 等

5. 避難誘導に関する事項

1) 避難誘導等

指定避難場所へ避難誘導する。

指定避難場所： 改修棟 2・3階

但し、前兆現象または市の避難勧告があったとき、立ち退きが妥当と判断される場合は保護者へ直接引き渡す。

2) 避難基準

① 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

避難開始基準： 避難準備・高齢者等避難開始の発令

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

土砂災害の前兆現象

<ul style="list-style-type: none">・ がけの表面に水が流れ出す・ がけから水が噴き出す・ 小石がパラパラと落ちる・ がけからの水が濁りだす・ がけの樹木が傾く	<ul style="list-style-type: none">・ 樹木の根の切れる音がする・ 樹木の倒れる音がする・ がけに割れ目が見える・ 斜面がふくらみだす・ 地鳴りがする
--	---

3) 避難方法

指定避難場所へ避難の場合

避難場所： 改修棟 2・3階

移動手段： 徒歩

※施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

※避難経路は別添図のとおり。

4) 施設周辺の点検

定期的に校舎周辺を点検し、降雨時のがけの異常等を把握する。また、施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

5) 避難の実施

避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表5に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表6 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、
避難誘導	名簿(施設職員、生徒)、案内旗、携帯電話、懐中電灯、電池、施設内の避難のための水、食料、寝具(毛布、マット)

7. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

職員、児童生徒への防災教育及び訓練を下記のとおり実施するよう努める。

1) 防災教育

施設管理者は、施設職員に対して下記の内容について研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

・主な研修内容

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

2) 訓練の実施時期

- ① 新規採用職員の研修・訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とする。年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し机上訓練等を実施する。

全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を年1回実施する。時期は、出水期前である4月から6月までに行うのが望ましい。

<p>(6) 台風・大雪等の対応 [集団下校]・[臨時休業]</p>	<p>【分掌】教頭</p>
<p>目的</p>	<p>台風・大雪等への適切な対応(集団下校・臨時休業)</p>

1 基本事項

- 台風接近や大雪等の情報を的確にとらえ、授業打ち切りや集団下校などの処置をとる。
- 教育委員会と連絡を取り判断する。
- 緊急連絡網を整備しておく。(職員・児童生徒とも)
- 対応決定後、雪害、水害、風害等による日課等の変更についての FAX を送る。

2 災害による集団下校

- 全校集会や学級で、児童生徒に現在の状況を知らせる。
- 集団下校では、教師が下校指導をする。

3 臨時休業

- 緊急の場合は、学校連絡網や連絡メールを使い連絡する。
- 事前に連絡がない場合でも、安全第一を考えて各家庭で判断することもある。
- 臨時休業中であっても、職員は学校に出勤し、担任は学校の連絡網を使い、児童生徒の様子を聞くとともに今後の指示をする。

4 関連法令

- 学校教育法施行規則 63条 (非常変災等による臨時休業)

5 積雪時の日常的注意点

- 除雪の連絡先 珠洲市教育委員会 82-7816
- 登校坂凍結時 塩化カリウム要請先 珠洲市教育委員会 82-7816
- 体育館屋根雪の注意啓発
 - ・校長・教頭を中心にして臨機応変にあたる。
 - ・危険範囲にポールを設置する。
- 強風時の注意・啓発
 - ・校長・教頭を中心にして臨機応変にあたる。
 - ・ミニバス等諸活動については、指導者等と連絡を取り合い、中止にする。
 - ・保護者に対しては、連絡メールにて連絡をとる。

(7) 弾道ミサイル発射に係る対応		【分掌】教頭
目的	弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけを受けて、安全な場所へ速やかに避難する。	

1 基本事項 Jアラートの情報により「学校管理運営計画」によって行動する。

2 避難行動の基本

- 屋外にいる場合
 - ・近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。
 - ・近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合
 - ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
 - ・床に伏せて頭部を守る。

2 弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけに係る対応

- (1) 避難場所
- | | |
|-----------|-------------------|
| 女子職員更衣室 | (1～4年生) |
| 男子職員更衣室 | (5・6年生) |
| 倉庫1 | (7～9年生) |
| 体育館 男子更衣室 | (運動場及び体育館にいる児童生徒) |

(2) 避難行動

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ (Jアラート)

「ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射された模様です。建物の中又は地下に避難してください。」

- ・校内放送で避難行動をとるよう呼び掛ける。
- ・速やかに上記避難場所に避難し、床に伏せて頭部を守る。
- ・上記避難場所から遠い場合、近くの頑丈な建物に避難する。適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

② 直ちに避難することの呼びかけ (Jアラート)

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。」

- ・校内放送で避難行動を継続するよう指示する。
- ・追加情報があるまで避難を継続する。

③ 落下場所についての情報 (Jアラート)

- ・校内放送でだんだん広場へ移動すること指示する。移動後、児童生徒の人数とけがの有無を確認する。

(3) ミサイルが着弾した場合の行動例

- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

(8) 学校への犯罪予告・テロへの対応		【分掌】 教頭
目 的	犯罪予告やテロの際の対処について理解し、適切に対応し児童生徒を危険から守る。	

1 基本事項

- 警察の指導下、市教委と連携して適切に対応する。
- 当該情報に最初に触れた職員は、速やかに管理職し、校内で情報を共有する。
- 発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒の安全確保ができるよう備える。

2 国民保護法について

国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法（正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）です。この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。

【第42条第1項】

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

3 全国瞬時警報システム（Jアラート）について

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市町村防災行政無線（同報系）等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。

(9) 災害発生時・発生後の対応

【分掌】 養護教諭

目的 災害発生において、児童・生徒の心の安心・安全の確保を行う。

1 児童・生徒の日常を取り戻す行動をとる。

災害時における心のケアの進め方

自然災害時の心のケアに関する教職員の役割

震災から学校再開まで

安否確認・健康状態の把握と
組織体制の確立

管理職	<ul style="list-style-type: none"> ア 子どもの安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握の指示(家庭訪問・避難所訪問) イ 臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討 ウ 教職員間での情報の共有 エ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり オ 子どもの心のケアに向けての組織体制 <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の確認 カ 心のケアの対応方針の決定と共通理解 <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の作成 キ 地域の関係機関等との協力体制の確立 ク 保護者との連携・健康観察の強化等 ☆ 報道関係機関への対応 ☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ア 安否の確認と心身の健康状態の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化 ・教職員間での情報の共有 ・担任等との連携等 イ 保健室の状況確認と整備 ウ 管理職との連携 エ 学校医、学校薬剤師との連携 オ 心のケアに関する啓発資料の準備 ☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ア 安否の確認と心身の健康状態の把握 イ 家庭訪問、避難所訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの家庭の被災状況の把握 ウ 学校再開へ向けての準備 <ul style="list-style-type: none"> ・学校内の被害状況、衛生状況の調査 ・安全の確保 エ 養護教諭との連携 ☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応

学校再開から1週間

心身の健康状態の把握と支援活動

<ul style="list-style-type: none"> ア 子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示 <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の強化 ・家庭での様子調査 ・臨時の健康診断の検討 ・教職員間での情報共有 ・医療機関等との連携等 イ 保護者への啓発活動の実施の指示 <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の強化 ・啓発資料の配布等 ウ 朝礼等で心のケアに関する講話の実施 エ 安全・安心の確保への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・被害の拡大、二次的被害の防止 オ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり ☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応 	継続支援
<ul style="list-style-type: none"> ア 心身の健康状態の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 イ 保健だより等の啓発資料の配布 ウ 管理職との連携 エ 心のケアに関する保健指導の実施 オ 健康相談の実施 カ 学校医、スクールカウンセラー 専門機関等との連携 キ 感染症の予防対策 ☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応 	
<ul style="list-style-type: none"> ア 心身の健康状態の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の強化 イ 心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ウ 教職員間での情報の共有 エ 保護者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料の配布 ・家庭での健康観察の強化依頼 ・個別指導 エ 養護教諭との連携 ☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応 	

学校医とカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害の概要把握と学校内の対応状況確認 イ 子どものメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う ウ 教職員へのコンサルテーションを行う エ 子どもや保護者の個別面談準備 オ 養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備 カ 関係機関との連携に関するつなぎ役になる 	<p><子どもや保護者に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> キ ①子どもや保護者の個別面談 ②必要に応じた地域の専門機関への紹介 <p><教職員に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ク ①子ども対応への助言とストレス対応研修 ②校内関係委員会に参加し共通理解を図る ③教職員間での情報の共有 ④個別支援
------------	---	---

危機発生時における健康観察のポイント

災害や事件・事故発生時における児童生徒等のストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、児童生徒等が示す心身のサインを見逃さないようにすることが大切である。

心の症状のみならず、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振などの身体症状にも注目して行う。

また、災害や事件・事故発生時においては、日頃から抱えている心身の健康問題が表面化しやすいので、そのような児童生徒等に対しては状態の変化などに留意して健康観察を行う必要がある。

子どもの現れやすいストレス症状の健康観察のポイント	
体の健康状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食欲の異常（拒食・過食）はないか ・ 睡眠はとれているか ・ 吐き気・嘔吐が続いていないか ・ 下痢・便秘が続いていないか ・ 頭痛が持続していないか ・ 尿の回数が異常に増えていないか ・ 体がだるくないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか ・ 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか ・ イライラ、ビクビクしていないか ・ 攻撃的、乱暴になっていないか ・ 元気がなく、ぼんやりしていないか ・ 孤立や閉じこもりはないか ・ 無表情になっていないか

自然災害などによるPTSDの症状は、最初は症状が目立たないケースや直後の症状が一度軽減した後の2～3カ月後に発症するケースがある。このため、被災後の健康観察はなるべく長期にわたって実施することが必要である。

※ 急性ストレス障害（ASD）、外傷後ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイントについてはP113を参照

平常時の心の健康づくり

子どもに対しては、普段から柔軟な心をもって事件・事故災害時を乗り切ることができるように指導しておくことが大切である。発達の段階に応じ、日常生活において円滑な人間関係の持ち方やストレスの対処方法等を指導しながら、心の健康、健康的な人間関係や行動を促進するための基礎を形成することが必要である。

また、発達の段階に応じ、子どもに事件・事故災害発生時及びその後の心の変化等について理解させ、それらへの対処方法等についても指導し、子どもたちの心の健康づくりを図っていく必要がある。

子どもの心のケアについては、教職員が子どもの話を十分に聞いてやり、子どもの体験や不安な感情を分かち合って子どもの心に安心感を与えることが重要であり、平素から子どもの心の動きを把握し、気になる子どもに気を配るなどし、日ごろから子どもとの信頼関係を築いておくことが大切である。

災害発生後の対応（事後の危機管理）

（１）教育活動の再開に向けた対応

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

① 児童生徒等、教職員の被災状況把握

- ・ 児童生徒等、教職員の被災状況や避難先等を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- ・ 学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

② 施設・設備等の確保

- ・ 応急危険度判定士等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。

（ 応急危険度判定士）

「応急危険度判定」（地震等の災害で被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること）を行うため、指定された講習を受講し、都道府県等に登録されている建築士等

- ・ ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。
- ・ 被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討する。

③ 教育活動再開の決定・連絡

- ・ 教育委員会等と児童生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、保護者・児童生徒等へ連絡する。

④ 教育環境の整備

- ・ 学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- ・ 教科書や学用品の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努める。
- ・ 必要に応じて転出入の手続きを行う。

⑤ 給食業務の再開

- ・ 施設、設備の安全性を確認する。
- ・ 保健所等に衛生面の検査を依頼する。
- ・ 食材の確保、物資や給食の配送方法等について、自治体等の関係機関と協議する。

2 避難所開設の協力

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。

しかしながら、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定され、さらに、災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であるが、避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日ごろから自治体、自主防災組織等と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、初動体制、避難所としての施設の使用について等）に関して確認しておくことが必要である。

また、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要である。

① 児童生徒等が在籍している場合の例

児童生徒等の在籍中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況を踏まえながら校長の指揮のもと避難所の開設に協力するものとする。

② 児童生徒等が在籍していない場合の例

教職員は児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先される。その業務が終了、または、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになる。

なお、休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合には、教職員の参集に時間を要することも考慮する必要がある。

東日本大震災では、被災した地域が極めて広範囲にわたったため、避難所となった学校は最大で581校にのぼり、長期にわたり教職員が避難所運営の中心的な役割を担うことになった例が多く見られた。

しかし、学校支援地域本部を設置するなど地域と日頃から連携していた学校では、地域の自治による避難所運営に円滑に移行でき、教職員が児童生徒等の安否確認や授業再開に向けた業務に専念することができたという事例も報告されている。

③ 教職員の協力体制の整備

学校施設が避難所となる場合には、おおよそ下図のようなプロセス（一例）が考えられる。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要である。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切である。

また、児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておく必要がある。

	災害状況	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">地震発生</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">地域住民等の学校への避難</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の 救助開始	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所の開設</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所の管理・運営</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿作成 ・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配布等 ・衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による 安全点検	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">自治組織の立ち上がり</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">自治組織の確立</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要援護者への協力 等
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所機能と学校機能の同居</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所機能の解消と学校機能の正常化</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校機能再開のための準備
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">日常生活の回復</div>	

4 開かれた学校

(1) 校外講師への対応	【分掌】担当教諭
目的	校外講師に快く授業に参加してもらうための対応

1 基本事項

- 校外講師を招くことを積極的に進めるために、受け入れ態勢を決めておくことを重要視する。
- 地域の人々から協力を得るためには、日頃から「学校開放」等を通して学校の様子を知ってもらう活動が大切である。
- 事前の話し合いを十分に行い、苦情に対しても真摯に耳を傾け、今後の活動に生かすように努める。

2 校外講師への対応の流れ

- 担任は校長(教頭)に、日時、趣旨、内容等を文書で知らせる。
- 電話等を通して、校外講師に来てもらえるかどうか確認する。
- 担当教諭は、依頼願(派遣願)を発送する。
- 事前に打ち合わせをする。
- 当日、学校に来て授業に参加する。
※学校へ来た時は、応接室(または職員室)を訪れるように配慮する。

3 謝金に関する考え方

学校支援ボランティアと考えれば、原則無報酬である。

4 事故に対する対応

- 「事故発生時の対応」により対処する。
- 内容により危機を伴うことについては、「ボランティア保険」の内容を明示し加入することも考える。

(2) 校外学習への対応		【分掌】担当教諭
目 的	校外学習を円滑に行うための対応	

1 基本事項

- 下見や事前の話し合いを十分に行い、快く受け入れてもらえるようにするとともに、児童生徒の学習効果が上がるようにする。
- 受け入れてもらう施設の都合や交通機関の事情を十分に考慮し、時間の余裕を十分に持って準備する。

2 校外学習の流れ

- 担任は校長(教頭)に、日時、趣旨、内容等を知らせる。
- 該当施設等と連絡を取り、受け入れについて等の確認を取る。
- 交通手段について手配する。(バス会社と連絡)
職員の自家用車等で引率する場合は、「自家用車公務使用承認申出書」「自家用車等引率使用承認申出書」「保護者同意書」が必要である。
- 下見や事前の打ち合わせを行う。
- 計画立案ができたなら「計画書」を校長に提出する。
- 校長は、「学校施設外の施設利用届」を市教委に提出する。
- 校外学習を行う当日
児童生徒には、礼儀や感謝の気持ちを忘れないように促す。
- 校外学習が終わったら、「報告書」を校長に提出する。
- 礼状を発送する。(児童生徒の感想等を添える。)

3 謝金に関する考え

- 原則として、無報酬とする。

4 事故に対する対応

- 「事故発生時の対応」により対処する。
- 家庭環境調査書を持参し、事故が起きた場合に備える。

(3) 校内不審者への対応		【分掌】教頭
目 的	校内に不審者が侵入した場合の迅速・適切な対応	

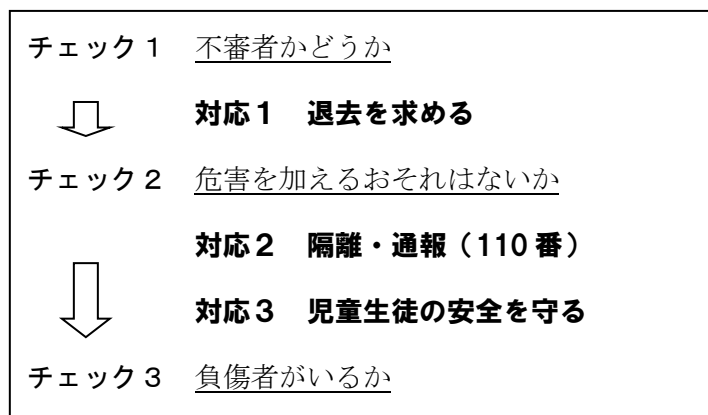
1 基本事項

- 日頃より、学校の安全管理と児童生徒への安全教育を怠らない。
- 玄関出入り口の戸は日常閉めておくこととする。
- 「許可なく立ち入ることを禁ず」の張り紙を玄関に設置しておく。
- 来校者には、受付名簿記入と外来者用ネームプレート着用を義務づけておく。
- 学校・P T A・地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組む。
- 他の学校と情報を提供しあう。

2 不審者の早期発見

- 来校者に対して、不審者と思われる人物には「何か御用ですか。」といった声かけを行う。
- 児童生徒による職員への通報を指導する。
- 不審者を見つけた場合、すぐに校長室・職員室へ通報するとともに、児童生徒を避難させ、複数の教員で対応する。

〈校内の不審者侵入への対応手順〉



3 緊急避難の対応

- 原則として、「火災発生時の対応」により避難する。ただし、窓を閉めたり、ハンカチで口を押さえたりせず、放送後すぐに避難する。
- 児童生徒誘導以外の職員は、全員通報を受けた場所へ行く。
- 児童生徒対策委員会を設置し、事後の処理にあたる。

4 その他の配慮事項

- 机の上に、生徒の個人情報に関わる書類を置かない。
- 来校者がいるときに、個人情報又は学校の秘密事項に関する話をしない。
- 来校者のみが職員室等にいる状況をつくらない。
- 机の中に金品を保管しない。（保管する場合は鍵をかける。）

5 犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門及び校舎の入口の管理（不審者侵入防止の3段階チェック体制）

段階	具体的な方策
A 校門	・交通推進隊や婦人会などのボランティアによる校門の立ち番をしている。
B 校門から校舎への入り口まで	・門に近く、かつ門から見える位置に校舎の出入口を配置し、来校者の動線を明確にしている。 ・職員室の窓を大きな透明ガラスとし、門までの見通しを確保している。
C 校舎へ入り口	・校舎入り口にインターフォンを設置し、来校者を確認できるようにしている。 ・来校者名簿への記載と名札の着用により、来校者が特定できるようにしている。

(2) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来客の予定がある場合は、職員室の予定黒板に記入する。
- インターフォンによる来校者の確認を行う。
- 来校者には名札の着用を求める。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には、名札を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするように心がける。

(4) 校外不審者への対応		【分掌】教頭
目的	不審者の通報を受けた場合の迅速・適切な対応	

1 基本事項

- 日頃より、学校の安全管理と児童生徒への安全教育を怠らない。
- 玄関出入り口の戸は日常閉めておくこととする。
- 「許可なく立ち入ることを禁ず」の看板を駐車場及び玄関に設置しておく。
- 来校者には、受付名簿記入と外来者用ネームプレート着用を義務つけておく。
- 学校・PTA・地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組む。
- 他の学校と情報を提供しあう。

2 安全教育

- 不審者に対しての行動を中心に、安全教育を徹底して行う。
- 自分たちの近くの「子ども110番」のある場所（校内掲示）と意味を理解させる。
- 不審者を見かけたら、すぐに家の人や学校に連絡するように指導する。

3 不審者の発見連絡（地域の協力）

- 地域や保護者からの協力
- 郵便局や警察との連携・情報交換等
- 「子ども110番」

〈登下校時の不審者対応〉

チェック1

緊急対応が必要か

対応1 被害者等の安全確保



- ・学校安全ボランティアをはじめ
とした地域の人たちの協力

チェック2

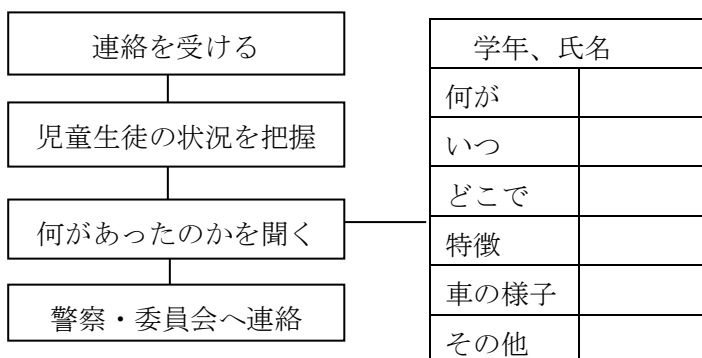
不審者が確保されているか

対応2 登下校の安全確保

- ・集団下校、保護者への引き渡し

4 連絡を受けたときの対応

生徒の安全と心の問題に十分配慮した対応をする。



5 事後処理

全職員に事実を知らせ、善後策を協議する。

必要であれば、学校連絡網や保護者用緊急地区連絡網、保護者用緊急メールを使って、全家庭へ情報を伝える。

(5) いじめへの対応		【分掌】生徒指導主事
目 的	いじめが認められたときやいじめにつながると思われたときの迅速・適切な対応	

1 基本事項

- いじめの問題は「どの学校にも、どの子にも起こり得る」という視点を全教職員が認識して、いじめを見逃さない学校づくりに努める。
- 児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見、早期対応にあたる。

2 いじめが発生したときの対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

- いじめられている児童生徒に必ず「守り通す」という姿勢を明確に示し、冷静にじっくりと話を聞き、事実関係を明らかにする。
- 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師に相談しながら問題の解決を図っていくよう、解決の方向性を示し支援する。
- いじめを認知した場合は、「いじめに関する報告書」第一報を速やかに市教委に提出し、その後は解消するまで第二報、第三報を適時提出する。
- 深刻な場合には、学校長の指導のもと、緊急避難的措置として欠席の措置などを保護者と相談しながら検討する。

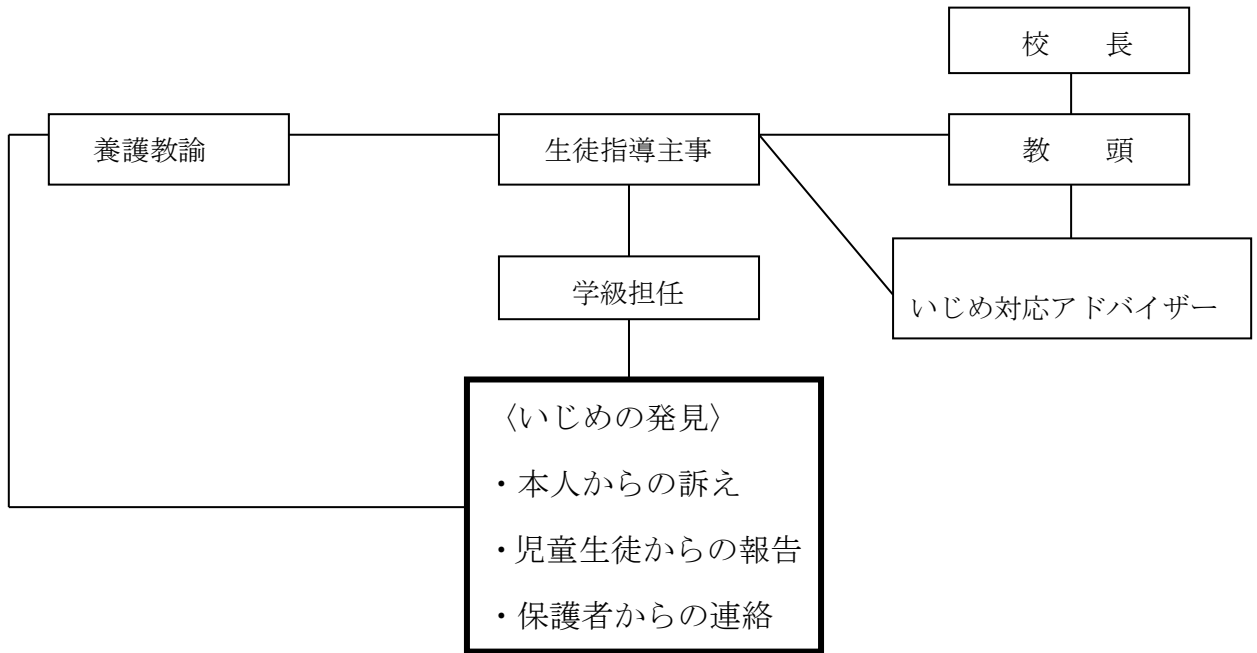
(2) 被害児童生徒の保護者への対応

- 家庭訪問をしたり来校を求めたりして、早急に話し合いの機会をもち、学校が把握している事実や状況を正確に伝える。
- 誠意を持って対応策を協議し、連携して粘り強く問題解決に取り組んでいく信頼関係づくりに努める。又、最悪の事態に発展しないような手だても共通理解しておく。
- 学校と保護者の情報交換を密に行い、子どもの気持ちを受容しながら対応にあたる。特に、家庭での小さな変化も見逃さないように願います。

(3) いじめている児童生徒・保護者への対応

- いじめられている児童生徒の精神的・肉体的な苦痛について十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを毅然とした態度で理解させる。
- 教師が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。

(4) いじめ問題対策チーム（常設）



(5) いじめの未然防止

- 人権意識を高め、定期的、随意的な教育相談を実施する。
- 校長のリーダーシップのもと、組織的な生徒指導体制を確立し、情報交換に努める。
- 好ましい人間関係を育む学級づくりに努力し、Q-Uテスト等で学級集団の状況等を把握し、指導に活用する。（年2回実施）
- いじめに関する指導等のあり方について、校内研修会を充実させ、教職員の危機意識と指導力の向上を図る。

(6) いじめを見逃さない学校づくり

- 児童生徒会主体の「あいさつ運動」「いじめ撲滅宣言」「たてわり班遊び」等

(7) 関係機関等

いじめ相談テレフォン	076-298-1699	(9:00~17:00)
石川県こころの健康センター	076-238-5761	(8:30~17:15)
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	(9:00~17:00)
石川県中央児童生徒相談所	076-223-9553	(8:30~17:15)
石川県七尾児童生徒相談所	0767-53-0811	(8:30~17:15)
珠洲少年補導センター	9768-82-7821	(8:30~17:00)
こどもダイヤル相談	076-264-4152	(月~土: 9:00~21:00、日: 13:00~17:00)
子どもの人権110番	0570-070-110	(8:30~17:15)
チャイルドラインいしかわ	0120-873-506	(金土: 16:00~22:00)
いじめ110番	0120-617-867	(24時間)

様式 1						令和 年 月 日					
珠洲市教育長 吉木 充弘 様											
						学校名					
						校 長					
						(公 印 省 略)					
						記載者氏名					
いじめに関する報告書											
【 第 1 報 】 概要報告 (令和 年 月 日 ())											
ふりがな		学年		年		性別		生年月日(年齢)			
氏 名 (被害生徒)								令和 年 月 日(歳)			
ふりがな		学年		年		性別		生年月日(年齢)			
氏 名 (加害生徒)								令和 年 月 日(歳)			
ふりがな				被害生徒との関係							
氏 名 (把握(通報)者)											
把握(通報)の日時		令和 年 月 日 () 時頃									
事案の概要											
重大事態(該当・非該当)		() 重大事態である () 重大事態ではない () 未定									
措置(対処)の予定 等											
【 第 2 報 】 調査結果報告 (令和 年 月 日 ())											
いじめ(該当・非該当)		() いじめである () いじめではない									
重大事態(該当・非該当)		() 重大事態である () 重大事態ではない									
調査の結果											
今後の方針 等											
【 第 3 報 】 指導結果(経過)報告 (令和 年 月 日 ())											
重大事態(該当・非該当)		() 重大事態である () 重大事態ではない									
指導の結果(経過) (現在の状況 等)		() 解消 () 継続支援 () 取組中 () その他									
今後の方針 等											

(6) 不登校児童生徒への対応		【分掌】生徒指導主事
目的	不登校児童生徒への迅速・適切な対応	

1 基本事項

- 不登校に陥る原因は、さまざまな要素が複合的に絡み合っているケースが多いため、いったん不登校状態になるとその指導が困難なケースが多いので、未然防止に全力を注ぐ。

2 不登校児童生徒への対応

- 家庭との連携を密にして、本人の気持ちを受容しながら、本人や保護者との信頼関係づくりに努める。
(保護者の心のケアをしながら、上手くいっていることは継続、上手くいかなかったことはやめる。)
- 不登校支援シートを作成し、組織的に対応する。
- 学校と家庭が協力して、生活のリズムの確立・維持に努力する。
- 生徒指導主事・学級担任・養護教諭で構成するサポートチームを編成し、家庭訪問を継続的に行うとともに、学習の支援を行う。
- 状況を観察しながら、学年や学期の変わり目などの適切な時期に登校刺激を与える。

3 不登校の未然防止

- 校内研修の充実を図り、専門家等によるケース検討を行う。
- 各教科の基礎・基本的な力をつけ、学習意欲の維持に努める。
- 人間関係づくりの年間指導計画に沿い、指導を充実させる。

<p>(7) 危機管理マニュアルの保護者及び地域への周知</p>	<p>【分掌】教頭</p>
<p>目的</p>	<p>本校の安全対策等についての理解及びいざという時の円滑な対応</p>

1 基本事項

- 本校の危機管理マニュアルについて保護者や地域の方々に理解していただき、本校の安全対策等に理解していただくとともに、いざという時に連携して円滑に対処する。

2 周知方法

(1) 保護者への周知

- 年度当初の総会で周知するとともに、HPに掲載する。

(2) 学校評議員への周知

- 5月に開催する第1回評議員会で配布し、説明する。

(3) 地域への周知

- 学校便りや地域と取り組む避難訓練等の際に周知する。
- 自主防災組織や防災士会に配布してマニュアルの理解を図るとともに、緊急時に連携して取り組む体制を整える。

(8) 報道機関への対応		【分掌】教頭
目的	いざという時の報道機関への基本的な対応方法の共通理解を図り、正確な情報を発信する。	

(1) 留意点

- ① 学校が主体的に、誠意をもって対応するとともに、児童生徒の人権尊重と意い
う視点に留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。
- ② 報道対応班を立ち上げる。報道対応窓口は一本化する。
- ③ 正確な受け答えをするために、説明資料・想定問答等を準備するとともに、公務
員の守秘義務に留意する。
- ④ 背景や原因にかかわることは慎重に対応する。(たとえば、早い段階で「いじめは
なかった」と断定しない)
- ⑤ 多数の取材が予想される場合には、事案の状況把握を勘案しながら、記者会見の設
定をできるだけ早く行う。

(2) 対応のポイント

応報道機関の背後には、多くの県民・国民の目や耳があることを認識し、感情的に反
発したり取材を拒否したりすることなく、学校が主体的に、誠意をもって迅速に取材対
応する。

- ① 学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には率直に認め、そこを出発点と
して、今後の指導や教育活動の改善に生かし、信頼回復に努める。
- ② 個人のプライバシーや人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務にも留意しな
がら、正確な情報を積極的に公開する。
 - ・「出せる情報」と「出せない情報」を区別するための「情報管理」が重要となる。
その際、事案のきっかけや背景と判断される可能性のある個人情報等については、
児童生徒の人権尊重の立場で判断する。
 - ・明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。不明なことは「現段階では分からな
い」と答える。
 - ・すべての報道機関に公平に情報を提供する。
 - ・守りの姿勢、隠そうとする意識が目立つと、「隠蔽体質」「責任逃れ」という印象
を与えることにもなり、子ども・保護者の信頼を失い、その後の対応・指導に支障
をきたす。
 - ・公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その理由を丁寧
に説明し、理解を求める。

③電話・来校による取材・問い合わせ等の対応窓口を一本化する。

・対応窓口を校長に一本化する。

(校長が対応できない場合は教頭とし、他の職員は答えない。)

・管理職を中心として想定問答等の作成を行うとともに、事件・事故の関係保護者等との情報連携を行う。特に、公表によって重大な影響を受ける関係者には、事前に説明し、了解を得ることが望ましい。

・必ず、社名・記者名・電話番号・質問内容等を記録する。

(3) 配慮事項

正確な受け答えをするために、メモ・資料・想定問答等を準備する。

人的支援等、教育委員会と連携して対応する。

校内での取材条件（制限事項）を決め、報道関係者に伝える。

・取材時間・場所、校内における立ち入り禁止場所・撮影禁止場所の指定、生徒への直接取材の自粛を依頼するなど、教育活動に支障をきたさないよう配慮する。

・制限する場合は、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。

※ 制限する場合は、校門前、昇降口入口、駐車場入口、体育館駐車場入口掲示する。

取材記録・新聞記事等を一元的に集約し保存する。

珠洲市指定避難所(180222 避難所 学校施設利用計画.xlsx) 学校施設利用計画

分類	部屋名	使用可能面積 (㎡)	設備等設置状況						備考
			施錠	出入口	電源	照明	冷暖房	その他	
避難者の居住スペース (第一次開放)	体育館	1,119		○	○	○			<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の居住スペースは、一般的には屋内運動場や武道場、また、必要に応じて普通教室、特別教室等の利用が想定される。これらの諸室の利用を検討する際は、転倒や落下の危険性のある家具や備品がないことを確認することが重要である。 ・居住スペースの設定に当たっては、避難者1人当たり必要な広さ(人が横になるスペースと荷物を保管する場所:おおむね2~3m程度)と室内の通路を確保できるように計画し、各室の収容可能人数を把握しておくことが望ましい。
避難者の居住スペース (第二次開放)	体育館 二階スペース				○	○			<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の居住スペースとしていったん開放した居室を変更することは負担を伴う場合が多いことから、避難者の人数に応じてスペースを段階的に開放することが重要である。 ・避難生活と教育活動が同居する場合は、避難エリアと教育活動エリアを分離するとともに、両者の動線が交錯しないようにしておくことが重要である。
避難者用トイレ(男女別)	体育館 トイレ				△		○		
要配慮者 専用スペース (障害者・高齢者・妊産婦等)	一階 多目的室2		○	○	○		○		<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者・高齢者・妊産婦等の専用スペースは、多機能トイレからの距離が近く、寒さ・暑さ対策が取りやすいスペースに配置することが望ましい。
要配慮者用トイレ(男女別)	一階 トイレ				△		○		
感染症患者の専用スペース	二階 理科室		○	○	○		○		<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の避難者の避難スペースとは離れた場所に計画することが望ましい。また、感染症患者専用のトイレも計画することが有効である。
感染症患者用トイレ(男女別)	二階 トイレ				△		○		

避難者関係

珠洲市指定避難所(180222 避難所 学校施設利用計画.xlsx)学校施設利用計画

分類	部屋名	使用可能面積(m ²)	設備等設置状況						備考
			施錠	出入口	電源	照明	冷暖房	その他	
避難所運営	受付		○	○	○	○			
	運営本部スペース		○		○	○	○		【留意事項】 ・運営関係のスペースは、円滑な連絡調整を実現するため、可能な限りまとまったエリアに設定し、避難者の居住スペースと明確に区分することが望ましい。
	放送室		○		○	○			
	掲示板スペース		○		○	○			【留意事項】 ・玄関ホールや屋内運動場の入口など在宅避難者も利用しやすい場所が望ましい
	会議室		○		○	○			
	ボランティア用控室		○		○	○			
	救護スペース	前期特別支援教室		○		○	○		
	救援物資の保管スペース	体育館 ステージ							【留意事項】 ・救援トラックや緊急車両等が進入可能な経路を計画しておくことが望ましい。
	救援物資配布スペース	体育館 ホール				○	○		【留意事項】 ・玄関ホールや屋内運動場の入口など在宅避難者も利用しやすい場所が望ましい
	公衆電話設置スペース	体育館 ホール				○	○		【留意事項】 ・玄関ホールや屋内運動場の入口など在宅避難者も利用しやすい場所が望ましい
相談所	二階 多目的室3		○		○	○			

珠洲市指定避難所(180222 避難所 学校施設利用計画.xlsx) 学校施設利用計画

分類	部屋名	使用可能面積(m ²)	設備等設置状況						備考
			施錠	出入口	電源	照明	冷暖房	その他	
避難生活	男女別の更衣室		○		○	○			
	授乳スペース		○	○	○	○			
	育児室		○	○	○	○			
	調理場		○		○	○			
	仮設トイレ設置スペース	運動場							【留意事項】 ・風呂やシャワー、トイレを仮設で対応する場合は、あらかじめ設置スペースを決めておくことが望ましい。また、これらは死角にならない場所に設置することが重要である。
仮設風呂・シャワー設置スペース	運動場							【留意事項】 ・風呂やシャワー、トイレを仮設で対応する場合は、あらかじめ設置スペースを決めておくことが望ましい。また、これらは死角にならない場所に設置することが重要である。	
洗濯スペース	体育館 出入口付近								
男女別物干場	男性:体育館出入口4・6 女性:体育館出入口1・3								
吹き出しスペース	運動場							【留意事項】 ・物資の搬入が容易な外部空間か1階のスペースに計画することが有効である。	
ごみ置場	運動場							【留意事項】 ・ごみの回収が停止するおそれがあることから、避難者の活動スペースから離れた場所に設定することが有効である。	
喫煙場所	海側道路								
ペット飼育場所	運動場								

緊急時避難確認票

年 月 日 ()

学年	在籍数		欠席	出席者数	確認	備考
1年	男子	0	0			
	女子	0				
2年	男子	0	0			
	女子	0				
3年	男子	0	0			
	女子	0				
4年	男子	0	0			
	女子	0				
5年	男子	0	0			
	女子	0				
6年	男子	1	2			
	女子	1				
7年	男子	0	1			
	女子	1				
8年	男子	0	1			
	女子	1				
9年	男子	1	1			
	女子	0				
全校生徒数		5				

1階確認 () 2階確認 () 3階確認 ()

大規模災害発生時の児童生徒引き渡しマニュアル

1. 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波・大雨による土砂災害等）が発生したとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地区で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危害が及ぶおそれがあるとき

【非常事態が起きた時の引き渡し基準】

地震 * 珠洲市の震度を基準とする	震度 4 以下	・近隣の建物の倒壊や学校敷地内に危険個所が確認されない場合、安全確認後に授業再開する。下校は、地域の安全確認後、可能であれば下校する。
	震度 5 弱以上	・原則、保護者への引き渡しとする。
大雨	警戒レベル 3 以上 洪水警報 河川等の氾濫 土砂災害の恐れ	・下校後の安全確保が困難な場合は、学校に待機させ、保護者引き渡しとする。
学校への不審者侵入による実被害が発生したとき		・原則、保護者への引き渡しとする。
近隣地区で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、		・原則、保護者への引き渡しとする。

2. 保護者引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段が使えるとき

- * 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡する。
連絡メールまたは電話により児童生徒の引き取りを依頼する。

(2) すべての連絡手段が途絶し、連絡できないとき

- * 学校に児童生徒を待機させ、保護者の来校を待って引き渡す。
【保護者引き渡しの基準】を踏まえ、保護者の判断で来校する。
通信手段が使えない場合、学校の限巻頭に避難状況や引き渡し場所等を掲示する。

3. 引き渡し場所

- (1) 大規模な災害（地震・津波・土砂災害）が発生し、大きな被害が出たとき→原則、学校
 - (2) 不審者の侵入により実被害が出たとき・近隣地域で凶悪事件等が発生し、児童生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき→原則、学校
- * 児童生徒の心理的動揺等により、学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、改めて設定した引き渡し場所を連絡する。

4. 「緊急時児童生徒引き渡しカード」の提出

「緊急時児童生徒引き渡しカード」を使用し、引き渡しを行う。

(1) 引き取りに来る人（引き取り登録）を2名以上（4名まで）決める。

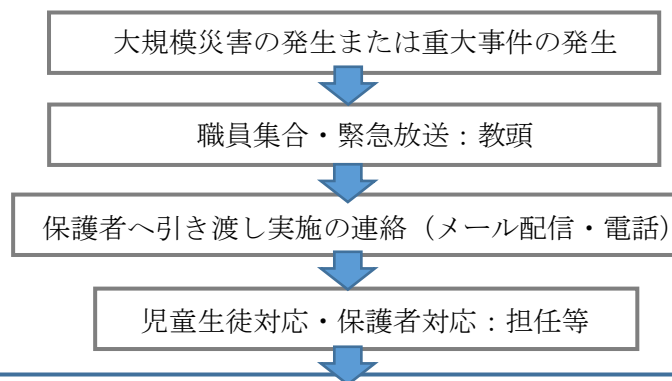
- ① 登録の①には、必ず保護者を登録する。
- ② 登録の②以降は、①の保護者が引き取りに来られない場合の引き取りを登録する。
*児童生徒自身が確認できる人に限る。
- ③ 登録者以外に引き渡す場合は、保護者からの連絡・確認を必ず行う。
*登録・連絡のない方には引き渡さない。
*ただし、児童生徒自身が確認できる人に限る。

(2) 提出後の変更箇所等は担任が確認後修正する。

5. 職員の役割分担

役割	内容他	担当者
本部 総括	情報収集 教育委員会への報告	校長
連絡・調整	校内：放送・職員集合 保護者：メール配信・電話	教頭・教務主任・事務
児童生徒の引き渡し	「引き渡しカード」を確認	各担任
保護者の誘導	校舎外	級外・校務員
	校舎内	級外
救護		養護教諭

6. 引き渡しの手順



【引き渡し場所：だんだん広場】（状況に応じて体育館等）

- ① 保護者：「〇年 〇〇を引き取りに来ました〇〇です。」
- ② 職員：「引き渡しカード」をもとに確認
- ③ 児童生徒：本人が引き取り者を確認
*自宅以外に引き取られる場合は、連絡先を職員に伝える。
*複数児童生徒を引き取りに来られた時は、一番上の子から順番に引き取る。

必ず職員が引き取り者を確認し、児童も確認した後、引き渡す。

防火施設配置図・避難経路

※ 地震の場合は、高山へ避難する。

大谷小中学校避難経路(火災を想定)

